令和３年９月

長野労働局

令和３年度全国労働衛生週間 職場の労働衛生活動の向上のために

今年度も全国労働衛生週間が、９月１日～30日を準備期間、10月１日～７日を本週間として実施されます。皆様におかれましては、この間に、下記の事項を実施し、事業場内の労働衛生活動を向上させましょう。

なお、長野労働局・労働基準監督署では、全国労働衛生週間実施事項の実施をサポートするため、労働衛生に関するリーフレット等を各種準備しています。実施にあたりご相談されたい点やご不明な点などがありましたら、長野労働局（026-223-0554）または所轄の労働基準監督署までお気軽にお問い合わせください。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

令和３年度全国労働衛生週間　実施事項

１．まずは以下の質問の回答へのチェックから始めてみましょう。

**全国労働衛生週間にあわせ、働く人が安心して健康に働ける職場づくりのため、あなたの事業場でも、裏面の事項から実施すべきものを検討し、実施しますか？**

□　何もしない

□　事業場の状況を踏まえて実施する事項を検討し、実施する

２．次に、以下の実施事項の一覧の中から、あなたの事業場で実施すべき事項を選定し、チェックしましょう。

◎全国労働衛生週間　本週間（10月１日～７日）中に実施する事項

□　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

□　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

□　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

□　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

□　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

⇒裏面（準備期間（９月１日～30日）中に総点検を実施する事項）

にもチェックしましょう

◎全国労働衛生週間　準備期間（９月１日～30日）中に総点検を実施する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 過重労働による健康障害防止のための総合対策 |  | □ | メンタルヘルス対策 |
| □ | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組 |  | □ | 高年齢労働者に対する健康づくり |
| □ | 化学物質による健康障害防止対策 |  | □ | 石綿による健康障害防止対策 |
| □ | 受動喫煙防止対策 |  | □ | 治療と仕事の両立支援対策 |
| □ | 腰痛の予防対策 |  | □ | 熱中症予防対策 |
| □ | テレワークを行う労働者の作業環境、健康確保等 |  |  |  |
| □ | 労働衛生管理活動の活性化 |  | □ | 作業環境管理 |
| □ | 作業管理 |  | □ | 「職場の健康診断実施強化月間」を契機とした健康管理 |
| □ | 労働衛生教育 |  | □ | 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施 |
| □ | 快適な職場環境の形成 |  | □ | 副業・兼業を行う労働者の健康確保対策 |
| □ | 職場における感染症に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組 |  |  |  | |
| □ | 作業の特性に応じた対策※  ※粉じん障害防止対策、電離放射線障害防止対策、騒音障害防止対策、振動障害防止対策、情報機器作業における労働衛生管理対策、酸素欠乏症等の防止対策、一酸化炭素中毒防止のための換気等 | | | | |